

指定居宅介護支援事業所  
介護ステーションSefro(セーフロ) 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社いわい観光旅行社(以下「事業者」という。)が開設する介護ステーションSefro(セーフロ)(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」または「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護ステーションSefro(セーフロ)
- (2) 所在地 千葉県白井市根125番地の13

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤職員1名以上、内1名管理者と兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(3) 事務職員(非常勤1名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の(1)(2)にあつては、事業所の運営状況および利用者の生活状況等に応じて、双方の協議に基づき柔軟に対応を行うものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式
- (4) サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅、その他必要と認められる場所
- (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回以上必要に応じて
- (6) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回以上必要に応じて

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額および支払・受領の方法は、厚生労働大臣が定める基準、千葉県知事が定める条例、介護報酬の告示その他従うべき法令等によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、白井市とその周辺地域とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

### (事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

### (個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他従うべき法令等を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者等の了解を得るものとする。

### (虐待防止)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の通り措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上)実施する。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

### (その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を必要時設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。